

お申込みの前に、「契約概要」、「注意喚起情報」および「個人情報の取扱いに関するご案内」を必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。この「契約概要」、「注意喚起情報」は共済契約に伴う重要事項のうち、特に確認いただきたい事項について記載しておりますので、内容を十分にご確認ください。ただし、本書面はすべての重要事項や契約情報が記載されているわけではありませんので、詳細につきましては「施術師賠償責任共済約款」の内容を十分にご確認ください。

契約概要

- ◆この「契約概要」は、ご検討に際して、お客様が共済商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した書面です。
- ◆この書面をお読みいただくことは大変重要です。「共済金をお支払できない主な場合」など、お客様にとって不利益になる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。

1. 共済商品の仕組みについて

【施術師賠償責任共済】

みんなのせいたい共済会(以下「当会」といいます。)が行う「施術師賠償責任共済」は、みんなのせいたいポータルサイトに登録された会員(以下「被共済者」といいます。)が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して共済金をお支払いする共済です。

支払限度額		免責金額	特約条項(自動セット)		支払限度額		免責金額
1名あたり	1事故あたり		名称	施設治療費用補償特約	1名 30万円	1事故 300万円	
300万円	300万円	3万円	名称	人格権侵害補償特約	1名1事故50万円	期間中 100万円	3万円

2. 補償の内容

【施術師賠償責任共済】

■共済金をお支払いする主な場合

- (1)被共済者が、他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、共済金を支払います。ただし、被共済者が所有、使用または管理する施設または施設の用法に伴う仕事^(注1)の遂行による損害に限ります。
- (2)被共済者が行った手技セラピスト業務^(注2)に起因する偶然な事故により、施術後48時間以内に発生した施術対象者の身体の障害について、被共済者が被る法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、施設賠償共済金を支払います。

(注1)みんなのせいたいポータルサイト上で成立した施術の実施契約による手技セラピスト業務^(注2)をいいます。

(注2)筋肉の弛緩、緊張の緩和、血行改善によって健康向上(美容向上)を目指した、手技を用いて行われる療法をいい、薬物・外科・食餌・物理療法および器具を用いて行う療法を含みません。

■共済金をお支払いしない主な場合—その1

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては共済金を支払いません。

- ① 共済契約者または被共済者の故意もしくは重大な過失
 - ② 戦争^(注1)、変乱、暴動、騒擾(じょう)または労働争議
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮等の天災
 - ④ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ^(注2)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
 - ⑤ 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因して身体の障害または財物の損壊が生じる損害
 - ⑥ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性に起因して身体の障害の損壊が生じる損害
- (2)被共済者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。
 - ① 被共済者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ② 被共済者と同居する親族に対する賠償責任
 - ③ 被共済者の使用人が、被共済者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - ④ 排水または排気^(注3)に起因する賠償責任^(注4)
 - ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、被共済者が汚染物質^(注5)の排出・流出・溢漏または漏出に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、汚染物質^(注5)の排出・流出・溢漏または漏出が急激かつ偶然なものである場合を除きます。
 - ⑥ 汚染物質^(注5)の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての損失および費用を負担することに被る損害

(注1)宣戦の有無を問いません。

(注2)ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

(注3)排気には煙を含みます。

(注4)液体、気体(煙、蒸気、塵埃等を含みます。)もしくは固体の排出、流出もしくは溢漏によって生じた賠償責任をいい、不測かつ突発的な事故によって生じた賠償責任は含みません。

(注5)固体状・液体状・気体状のまたは熱を帯びた刺激物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(再生利用のための物質を含みます。)等を含みます。

■共済金をお支払いしない主な場合—その2

- (1)被共済者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機^(注1)、昇降機、自動車または施設外における船、車両^(注2)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 被共済者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被共済者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ④ 仕事の終了^(注3)または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任^(注4)

(注1)航空法に定める「航空機」、航空法に定める「無人航空機」ならびに「構造上人が乗ることができない機器であって、遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものすべて」をいいます。

(注2)原動力が専ら人力である場合を除きます。

(注3)仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。

(注4)被共済者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。

- (2)共済金をお支払いしない主な場合—その1およびその2の規定のほか、次の事由によって生じる損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 次の不当な行為により被共済者が負担する損害賠償責任
 - ア. 口頭、文書、図画、その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害
 - イ. 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
 - ウ. 外科的手術、医薬品もしくは医療機器の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示に起因する損害賠償責任
- ② 国家資格を必要とする法で認められた医業類似行為(指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等)に起因する損害賠償責任

- ③ 次のエステ行為に起因する損害賠償責任
 - ア. 脱毛
 - イ. ピーリング
 - ウ. アートメイク、アートネイル、ヘナ染色
 - エ. まつ毛カール、まつ毛パーマ、まつ毛エクステ
 - オ. 各種オイルの飲用
- ④ 脊椎へのスラスト法施術に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被共済者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる損害賠償責任
- ⑥ 当会が定める禁則事項に関わる手技セラピスト業務に起因する損害賠償責任
 - ア. 身体美容または整形に起因する損害賠償責任。ただし、理容師法(昭和22年法律第234号)に規定する理容または美容師法(昭和32年法律第163号)に規定する美容を除きます。
 - イ. 切開、切除、刺す、吸引などの施術行為に起因する損害賠償責任
 - ウ. セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為または犯罪行為に起因する損害賠償責任
 - エ. 手技セラピスト行為を用いず治療機器、用具のみの施術で生じた事故に起因する損害賠償責任
 - オ. 手技セラピスト業務を被共済者個人の住居において行っている場合において、被共済者個人の日常生活に起因する漏水事故

3. 付加できる主な特約とその概要

この商品には、施設治療費用補償特約、人格権侵害補償特約が自動セットされています。その他、付加できる特約はありません。

4. 共済期間

- ① この契約が初年度契約である場合、責任開始日(注1)から1年間とします。
 - ② この契約が継続契約である場合、更新日から1年間とします。
- (注1)みんなのせいたいポータルサイトへの登録日の午前0時をいいます。

5. 引受条件等について

- (1) 被共済者の範囲は、次のすべてに該当した方とします。
 - ① この共済契約の被共済者となることに同意している方
 - ② 当会が定める引受基準に合致する方
 - ③ みんなのせいたいポータルサイトに登録された会員の方
- (2) 共済金額については、本紙または「施術師賠償責任共済約款」等の該当箇所をご確認ください。

6. 共済掛金とお支払い方法について

共済掛金はみんなのせいたいポータルサイト会費に含まれています。
※みんなのせいたいポータルサイト会費のお支払い方法はみんなのせいたいホームページ等でご確認ください。

7. 満期返戻金・その他の配当金

「施術師賠償責任共済」には、満期返戻金およびその他の配当金はありません。

8. 解約返戻金の有無

「施術師賠償責任共済」には、解約返戻金はありません。

注意喚起情報(ご注意いただきたい事項)

◆この「注意喚起情報」とは、ご契約に際して、特に重要な情報や共済金等をお支払いできない主な場合など、お客様に不利益となる情報を記載した書面です。

1. お申込みの取消等(クーリングオフ)について

お申込人または契約者が、お申込みから一定期間であればご契約の撤回等が行える制度ですが、本契約についてはクーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. 告知義務等の内容

- (1) 告知義務について
ご契約者や被共済者には、共済契約の申込み時に、正しく報告していただく義務があります。
お申し出いただく事項が事実と異なっている場合は、共済金をお支払いできないことや、会員に対する書面をもって共済契約を解除することがあります。
- (2) 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
 - ① 共済契約者または被共済者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 共済契約者または被共済者が、反社会的勢力と関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者または被共済者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3. 責任開始日について

当会がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、みんなのせいたいポータルサイトの会員登録日の午前0時(責任開始日)から共済契約上の責任を開始します。

4. 共済金をお支払いできない主な場合と共済金を減額してお支払いする主な場合

「契約概要」の「2. 補償の内容」に記載されておりますので、必ずご確認ください。

5. 解約と解約返戻金の有無

ご契約者はいつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
解約は、みんなのせいたいホームページのお問合せフォームよりお申し出いただけます。なお、解約返戻金はありません。

6. セーフティーネットについて

保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。

また、当会が締結した共済契約は、破綻した場合における保険契約移転の際の資金援助の対象契約には該当しません。

7. 共済契約の更新について

(1) 共済契約者から共済期間満了の日の2か月前までに更新しない旨の申出がない限り、共済契約は自動更新されます。

(2) 更新後の共済契約の共済期間は、1年とします。

(3) 「施術師賠償責任共済」が不採算となり、更新契約の引受けが当会の運営に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、更新契約を引受けないことがあります。

8. 共済金のご請求の手続きについて

共済金の支払事由が発生した場合は、みんなのせいたいホームページの事故報告フォームより、すみやかにご連絡ください。

共済金をご請求する権利は、共済金の支払事由が生じた日の翌日から3年間ご請求がなかった場合は、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

共済金のご請求に際しては、共済金請求書ならびに診断書等の書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、共済金ご請求時にご確認ください。

(1) 事故が起こったときは、会員は、以下に定める事項を行わなければなりません。

事故発生時に生じた事由	会員が履行すべき義務
①事故が発生したことを知った場合	損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
②事故が発生したことを知った場合	その内容などを当会に遅滞なく書面をもって通知しなければなりません。
③他人に損害賠償の請求をすることができる場合	その権利の保全または行使について必要な手続きをとらなければなりません。
④損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合	あらかじめ当会の承認を得なければなりません。
⑤損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合	直ちに当会に通知しなければなりません。
⑥当会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合	当会に遅滞なく提出し、当会が行う損害または費用の調査に協力しなければなりません。

(2) ご契約者・被共済者または共済金受取人が正当な理由がなく上記の義務を履行しなかった場合、当会は、共済金の支払いについて、以下のよう取扱います。

履行すべき義務	共済金支払いの取扱い
上記①の義務	損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。
上記②、⑤または⑥の義務	義務を履行しなかったことにより当会が被った損害の額を差引いて共済金を支払います。
上記③の義務	賠償または補償を受けられたと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。
上記④の義務	賠償責任がないと認められる額を差引いた残額を損害の額とみなします。

(3) 共済金受取人は、請求書類を当会に提出して共済金を請求することができます。

(4) 共済金の請求を受けた場合、当会が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または当会の指定した医師による被共済者の診断を求めることがあります。

(5) 当会は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無に必要な事項として、共済金支払事由発生の有無および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、発生した共済金支払事由の程度、共済金支払事由の原因たる事実と共済金支払事由との関係、治療の経過および内容

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、共済金支払事由について、当会が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

(6) (5)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(5)の規定にかかわらず当会は、(1)から(4)までの書類が提出された日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金受取人に対して通知するものとします。

〈特別な照会または調査〉

① 警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査結果に対する照会	180日
② 専門機関による鑑定等の結果に対する照会	90日
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における確認のための調査	60日
④ 上記事項について日本国内に代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

●「特別な照会または調査」が複数行われる場合、そのうちの最長の日数とします。

●照会または調査にあたり、共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく、その確認を妨げるまたは応じない、必要な協力を行わないことにより遅延した期間は、確認期間に含まれません。

9. 個人情報の取扱いに関するご案内

お知らせいただいた情報の提供について、次の場合を除いて、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

① 法令に基づく場合

② 利用目的達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合

③ 不正または不当な共済契約の申込みおよび共済金請求を防止するために必要な場合

④ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑤ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑥ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10. その他ご注意いただきたい事項

(1) ご契約者が負担する共済掛金は、保険料控除の対象とはなりませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 当会の募集人は、この共済契約についてお客様と当会の共済契約締結に関する代理権はありません。共済契約は当会が共済契約のお申込みを承諾したときに有効に成立いたします。